

A日程（7月2日）個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会 QA一覧

	質問	回答
1	<p>今回の個人情報保護法の改正により、各自治体で制定されている情報公開条例はどのような影響を受けるか。国から示されるガイドラインには、個人情報の開示請求に対する開示非開示だけでなく、情報公開請求における公開非公開についても示されるのか。情報公開請求の非公開事由である、「個人に関する情報」は改正後の個人情報保護法における「個人情報」と同一となるのか。情報公開請求に死亡した個人に関する情報があった場合、それは「個人に関する情報」として非公開とするのか。</p>	<p>情報公開条例の改正を行う場合の条文のイメージについては、「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」の18頁に掲載している。一方で、情報公開条例について、今回の法改正により何らかの改正等を義務づけるといったことはなく、各地方公共団体において適切にご判断いただきたい。</p> <p>なお、改正法第78条第1項第2号の「個人に関する情報」は「個人情報」と同一ではなく、「個人に関する情報」には死者に関する情報も含まれる。</p>
2	<p>個人情報登録簿を条例に規定して今後も使用していくかどうかとは別に、個人情報ファイル簿の作成は義務になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」81ページに条文解説がある。75条で地方公共団体も含め、個人情報ファイル簿の作成、公表の義務がかかる。</p>
3	<p>当団体では、B型肝炎の補償金に係るカルテの開示請求等については、個人情報保護条例とは別に、要綱により、より軽易に利用者に負担がない形で開示している（本人確認等は厳格に実施）。先ほどの説明では、要綱等については廃止する必要があるとの説明があったが、このような要綱が廃止対象となるのか確認したい。</p>	<p>可能であれば説明会後に追加的に根拠となっている要綱、法律の根拠等を提示して欲しい。整理して回答を検討していきたい。</p>
4	<p>条例要配慮個人情報に関して、「その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」として国が想定されているものは具体的にどのような個人情報であるのか、可能であれば具体例を交えてご教授願いたい。</p>	<p>「地域の特性に応じた」というのを法律条文（60条）の中では言及しているが、具体的な内容については、ガイドラインの中で整理していく予定である。</p>
5	<p>議会には改正法が適用されないとのことでしたが、議会の個人情報保護に関する条例の制定が新たに必要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>議会に関して、条例で定めているところ、規則で定めているところ、あるいは首長部局と統一して条例を定めているところなど複数のケースがあると考えている。議会条例や議会規則で定められているところは、規範が空白となることはないが、首長部局と統一して設けられている場合、条例を廃止してしまうと空白となる場合があるため、新たに条例を定める必要がある場合が考えられる。</p> <p>執行機関と議会の条例をともに実施機関として位置づけ、同一の条例で規律を設けている場合、改正法の施行後も同様の形にするには、執行機関に係る定義規定や直接適用がある改正法上の個人情報の取扱いに係る規定は削除し、議会に係る同様の事項は規定する必要があること等について考慮が必要になる。いずれにしても、議会については、国の国会や裁判所と同じ位置づけであり、条例を定めるかどうかも含め、個人情報の適切な取扱いについて自律的に検討いただく必要がある。</p>
6	<p>説明の際、死者に係る個人情報の取扱いについて、条例の策定による個別の取扱いは不可であるとの説明があったと思うが、Q&Aでは適正管理措置についての規律は妨げられないとある。説明の趣旨は、開示請求に係るものと考えてよろしいか確認したい。</p>	<p>仔細については、説明会にて事前配布した以下の資料をご参照願いたい。</p> <p>①ポイントー「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」 ⇒ 18頁 11-1-1</p> <p>②考え方についてー「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」＜令和3年6月時点暫定版＞ ⇒12～13頁</p> <p>これは開示請求のみに限定する趣旨ではないが、国の個人情報保護法制では、本人関与により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、これらの死者に係る情報については、個人情報の範囲には含んでいない。</p> <p>但し、死者の情報に関して、個人情報とは別の観点からの規律を設けることは否定されない。この場合、当該規律が個人情報保護のためのものであるか、別の法益のためのものであるかは、その実態に則して判断されるべきものとする。なお、このような別の法益として、現時点で国の側で想定しているものは無い。</p>
7	<p>「法」では、議会が適用外とのことですが、行政委員会として別途規則等を制定することは許容されるのでしょうか。</p>	<p>行政委員会も法律が直接適用される。なお、法律と重複する内容を条例や規則で定めることについては許容されない。</p>

	質問	回答
8	法令による個人情報の照会（刑訴法第197条第2項や弁護士法第23条の2による照会など）があった場合、当団体では事前に審議会に諮って認められた回答基準に則って、どこまで回答するか／しないかを検討しています。改正法が施行された後は、上記のような審議会に諮って出来た回答基準は許容されなくなると思うのですが、国のガイドライン等で何らかの基準が示されるのでしょうか？	目的外提供の規律との関係になると思う。何が認められるかはガイドラインで示していきたい。
9	『改正個人情報保護法の規律に関するQ&A』「3-1-3 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。」の2パラ目下から3行目「本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られている」とありますが、これまでの条例の「本人からの直接取得原則」規定と比べて、行政の情報取得時において、本人が自ら情報を出すか否かの意思決定機会が失われる、との意見も想定されます。これに対して、どのように説明すべきか、ご教授願いたい。	大前提として、個人情報保護法制の水準の妥当性は、個別の規律の有無等ではなく、規範全体で判断されるべきものであると考えている。その上で、「本人の関与」という点では、取得されていた情報について事後的に削除や利用停止を請求する仕組みが改正法では担保されている。これに加えて、「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」3-1-3で説明しているが、個人情報保有制限や不正取得・利用の禁止などの規律もあり、法律全体として、本人取得原則自体は採用していなくとも個人情報保護の水準は確保されている。
10	議会における個人情報保護については、改正個人情報保護法の同等の内容で、別途条例を制定する必要があるのでしょうか。	国の国会や裁判所と同じ位置づけで、国としてどうこうすると指示する権限は持っていない。自律的に検討いただく必要があり、何か押し付けることもない。
11	地方議会（議会及び議会事務局）は改正法の適用対象外となり自律的な対応と説明されましたが、実際に各々の議会内において、その対応方法について、明文化したほうがよろしいのか、それとも申し合わせのような暗黙の了解のような取り扱いでもよいのか、具体的な対応の仕方などは今後示されることはありますでしょうか？（全国町村会等でモデルのようなものが示されることも予想されそうですが。）	（項番10と同様）
12	委員会への諮問について これまで当団体では、目的外利用などかなりこまかいものも諮問してきました。同じレベルで諮問すると、年間40件を超えます。特に新型コロナ対策では急な諮問が発生し、事業施行までに間がないこともあります。そのような場合でも対応していただけるのでしょうか。	委員会として、事務局として、ご照会には臨機に対応していくつもりである。また、これまでも、新型コロナウイルスのような社会的な事象が発生した場合には、委員会として個別事案を待たず、情報発信などを行ってきたところ。
13	『改正個人情報保護法の規律に関するQ&A』「3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合・・・。」の3パラ目に「定型的事例についての事前の運用ルールの検討を含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます」とありますが、これは具体的にどのようなケースを想定されておられるのか、可能であれば具体例を交えてご教授願いたい。	個別の取り扱いについて審査会への諮問を要件とするものについて許容しないこととしている一方で、許容できるものの例として、お示したようなものを国においては検討しているところ。現状、これ以上の詳細な事例についての想定はないが、具体的にご懸念のあるような事例について示していただければ、検討材料としたい。
14	開示請求における請求書や決定通知書などの様式については、地方も統一されるのでしょうか。	ひな型等を示していくことが可能か、今後検討していく。
15	個人情報の定義について、容易照合性が追加になり、個人情報の範囲が狭くなると思われそうですが、この点、市民や議会の懸念に対してどのように説明すればよろしいでしょうか？	個人情報の定義について容易照合性に要件が統一されたことによる差分としては、匿名加工情報、外部から取得した仮名加工情報、提供先で個人の識別が可能となる情報の三つが想定される場所、そうした情報については、今回の法改正において匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報のそれぞれに関する新たな規律が設けられており、個人情報の規律が不十分となるような具体的な支障はないと判断している。
16	民間事業者から改正法についての質問が、当団体に対してくることがあるが、民間事業者を対象とした説明・研修等の機会はあるのか。	令和3年改正において、民間事業者に係る改正箇所は学術研究に関わるものだけになる。この点については、委員会の考え方をまとめた資料をHPに掲載し、情報発信をしている。また、令和2年改正に関しては、ガイドラインのパブコメが先月終了しており、夏に向けて公表する予定である。また平時から民間事業者から説明会や研修会の依頼を受け、対応を行っている。民間事業者向けの支援窓口も設けているのでご案内していただくことも可能である。
17	死者の情報について、故人の介護認定の状況の情報開示請求をよく受けるが、これは遺族の個人情報として、個人情報開示請求の対象となり、開示されるのが適切でしょうか。	個別具体的に回答する整理ができていないが、いただいた事例については検討させていただきたい。遺族の個人情報となるような情報であれば、遺族からの開示請求で対応となることが考えられる。実態に合わせ、ガイドラインに記載する内容は今後検討していきたい。

	質問	回答
18	災害等における被災者の氏名等の公表について、自治体によって対応が分かれる部分もあるが、改正個人情報保護法の観点からはどう考えるべきか。	利用目的の範囲内に該当するか、目的外利用の例外に該当するかで分かれると思うがガイドラインの中で分かりやすく示していきたい。 なお、災害時における個人情報の取扱いについては、内閣府の「デジタル・防災技術ワーキンググループ・社会実装チーム」において、自治体等が、災害対応や平時の準備において個人情報を取り扱う際の活用範囲や留意点等についてまとめた指針を作成する旨の提言がなされた（令和3年5月）。今後、同提言を踏まえ、内閣府（防災担当）において指針の検討が進められるものと考えているが、委員会としても当該取組に協力していく予定である。